

5.南詔国による雲南統一②



■漢人鄭回の起用

(史料5.11)

- もと相州(河南安陽)の人
- 天保年間に明経に合格, 雟州西瀘県令に 南詔国が雟州を陥した際に捕虜に
- 閣羅鳳に儒学の知識を見いだされ 鳳伽異・異牟尋・尋閣勧の家庭教師となる
- 異牟尋即位後は清平官(=宰相)の筆頭を務める
- →支配階層の文化に大きな影響力 (このような漢人は他にもいた可能性?)



#### 国内体制の整備

- 諸制度の整備(中央官制・地方統治体制)
  - ■『南詔野史』碑陰に列挙された人物のさまざまな 官職 (史料5.12)
    - →この時期に創設されたもの

大暦14 (774) 閣羅鳳死す 鳳伽異早逝のため異牟尋が継ぐ



#### 南詔政権の構成

王族:蒙氏「自言本永昌沙壷之源也」 哀牢人?父子連名制からみれば烏蛮系

■ 重臣層:「西洱河蛮」 洱海南方の肥沃な盆地(鳳儀・祥雲・弥渡)の 農耕民,白蛮系

> =「白子国」の主要民族 特に楊氏・段氏・趙氏が「大姓」

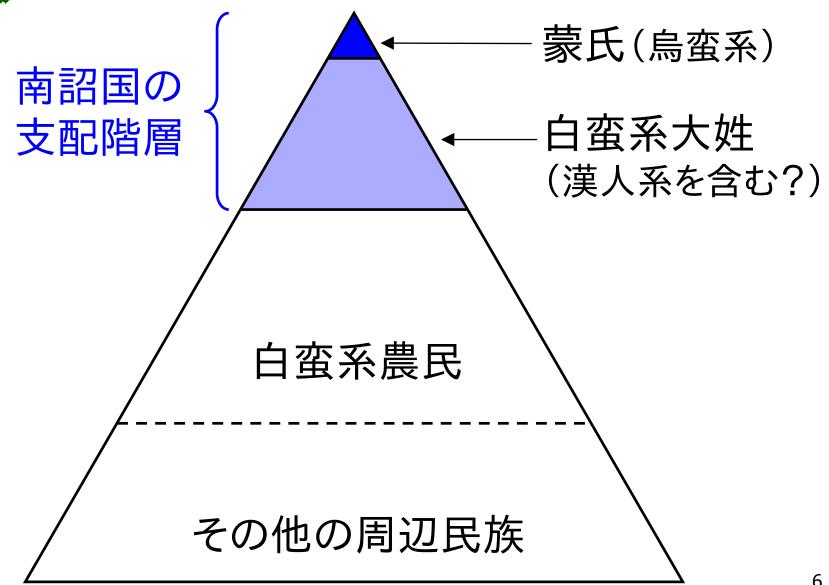


#### 南詔政権の構成

- 唐初の(張氏)白子国
  - = 洱海南方の白蛮系有力氏族連合:西洱河蛮・漢姓(唐代以前の移民?)中心
- 蒙氏は張氏王権を継承=文化的にも強い影響
- 数的には圧倒的に白蛮系が多い
  - ■『南詔徳化碑』(766)碑陰の官員名簿など
  - 藤澤義美による研究「南詔国の支配階層」



#### 南詔国の「民族構成」





## 南詔国の官制・諸制度

- 吐蕃服属期(8世紀後半)に創設
- ■『南詔徳化碑』(766)の碑陰の官職名
  - =未整理な状態の官制を示す



- ■『蛮書』巻九「南蛮條教」(史料4.7)
  - 一応の整理が終わった官制



# 南詔国の中央官制①宰相級の高官

 清平官(6人):宰相に相当 「毎日南詔とともに境内の大事を参議す」 →うち一人が内算官 「凡そ文書有れば,便ち南詔に代わって判押處置す」

■ 大軍将(12人):清平官と同列 半数は外任,節度城に駐在(後述) 「毎日南詔と見えて事を議す。出れば則ち要害の城鎮を 領し,節度を称す」



### 南詔国の中央官制② 実務官庁

■ 六曹長:兵曹、戸曹、客曹、刑曹、工曹、倉曹 「一に内州府六司掌るところの事のごとし」

■ 他に

断事曹長:「盗賊を推鞫(=取り調べ)す」

軍謀曹長:「陰陽占候を主る」

など



# 南詔国の中央官制② 実務官庁

- ・ 六曹→のち九爽三託に改定(『新唐書』南蛮伝) (史料4.8)
- 幕爽(主兵)琮爽(主戸籍)慈爽(主礼)罰爽(主刑) 勸爽(主官人)厥爽(主工作)萬爽(主財用)引爽(主 客)禾爽(主商賈)

「爽,猶お省を言うなり」

- 督爽:「総三省也」
- 乞託(主馬) 禄託(主牛) 巨託(主倉廩)

「皆清平官・酋望・大軍將これを兼ねる」

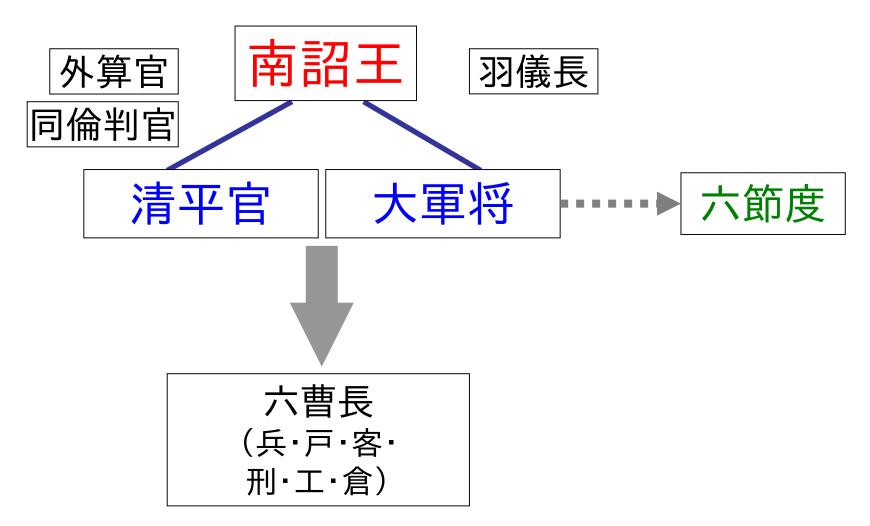


# 南詔国の中央官制③書記官・侍衛

- 外算官:「記王所處分,以付六曹」(=書記官)
- 同倫判官:「南詔有所處分, 輒疏記之」(〃)
- 羽儀長(8人):南詔王の親衛隊長 「清平官已下,毎に入りて南詔に見るに,皆佩剣するを 得ず。唯だ羽儀長のみ佩剣するを得」

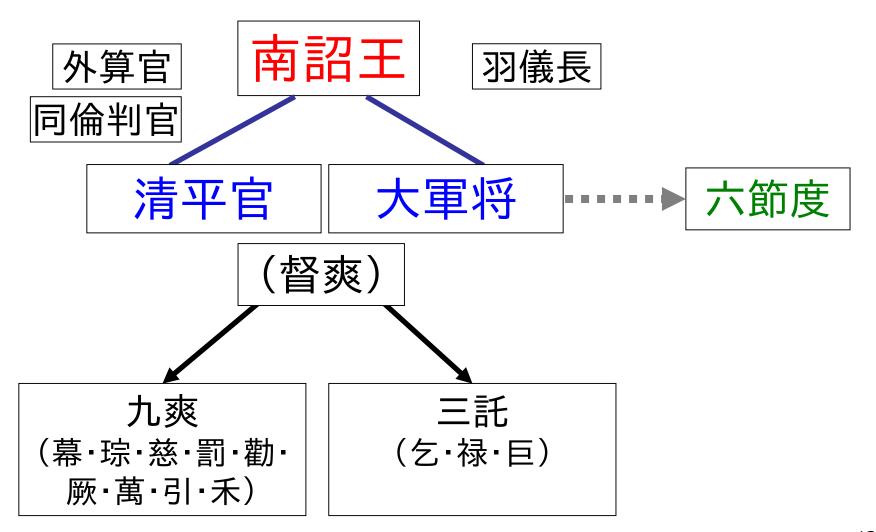


#### 『蛮書』巻九の中央官制(六曹)





#### 『新唐書』南蛮伝の中央官制(九爽三託)





# 南詔国の中央官制③まとめ

- ■「唐の制度に習いつつ独自の特色」 隋唐帝国の周辺国家ではありがち(→渤海・日本)
- 吐蕃の影響もある
  - 衣冠(→石宝山石窟)
  - ■「告身」の制度(→『南詔徳化碑』) とはいえ
- 具体的な制度はほとんど中国風 天宝年間に捕虜・逃亡兵などとして大理地区に 移り住んだ漢人の影響(→清平官鄭回)



### 剣湖(剣川郊外の湖)(乾期)





















### 地方行政制度①中央

- 六瞼(れん):畿内に置かれた「州」
  - 太和煦 = 太和城(739~763の都城)

  - 蒙舎瞼 · □ 蒙舎城(蒙氏発祥の地)
  - 勃弄臉 ー 白崖城(旧白子国の中心地)



# 臉(れん, liàn)? 賧(たん, dǎn)?

- 方国瑜『中国西南歴史地理校釈』(P.443) 「……又按: 臉字, 樊志作臉, 新唐傳作臉, 而散見於各 巻,則多作賧或睒。……按:南詔天啓十一年劍川石鐘 山石窟題記有"三賧"地名,又中興二年畫巻題字有"獸 賧"地名,則以賧為正。元史地理志及景泰雲南志諸書 大都作賧,又作甸。今雲南各地,尚通用甸字爲地名,當 古昔相沿,蓋土語謂州若甸音,字作賧,亦作睒,後以形 近誤爲臉或瞼,以至音讀不能相通,今以賧爲正。下文 所引,原作賧、作瞼、作睒者,并改為賧,不作校語也。」
- これにもとづいて、『中国歴史地図集』もすべて 「賧」に作っている





## 「賧」と「臉」の使い分け

- しかし、『蛮書』(方国瑜のいう『樊志』)には瞼に作る地名と賧に作る地名が並存している
- 六瞼の中にも「賧瞼」があり、単なる通用字とは 考えにくい
- ■『蛮書』巻8の「南詔語」を列挙した中に, 「川謂之賧」とある(「川」は河川ではなく山間の平地。 「州」「洲」も同じ意味)



## 統治機構の名称は「瞼」

- 南詔国統一以前の六詔の一つ「邆賧詔」が「邆川詔」とも書かれ、統一後にその地に「賧臉」(おそらくは「邆賧臉」の略称または脱字)が置かれていることからしても、統治機構の名称としては「臉」が正しい

(林《有关南诏、大理国政区建置的几个问题》 《方国瑜诞辰一百一十周年纪念文集》)



#### 地方行政制度①中央

- 六瞼 →『新唐書』南蛮伝では十瞼に増加
  - 太和瞼・苴咩瞼(陽瞼)・大釐瞼(史瞼)・邆川瞼(賧 瞼)・白厓瞼(勃弄瞼)・蒙舍瞼は『蛮書』と同じ

- 雲南殿 =祥雲県雲南駅(もとの雲南節度)
- ■品澹臉 =祥雲県
- 蒙秦殿 =旧蒙巂詔の中心地
- 趙川瞼 =大理県鳳儀鎮





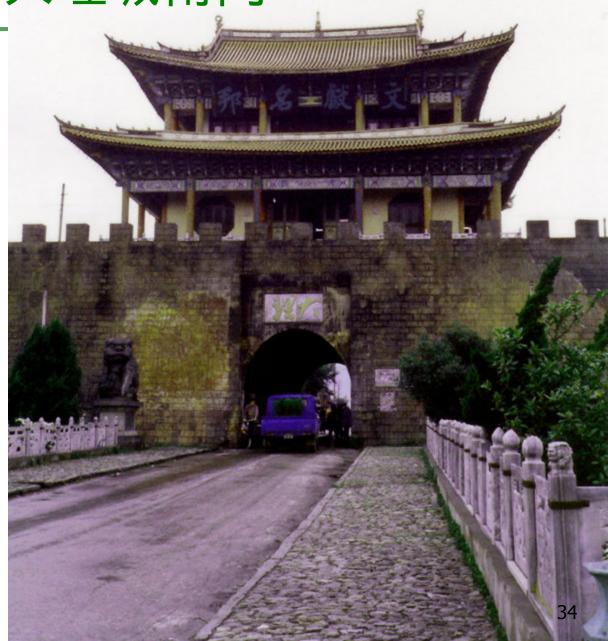
O 『蛮書』の 六瞼・

・ 『新唐書』 の十瞼 (増置分)





## 1990年の大理城南門







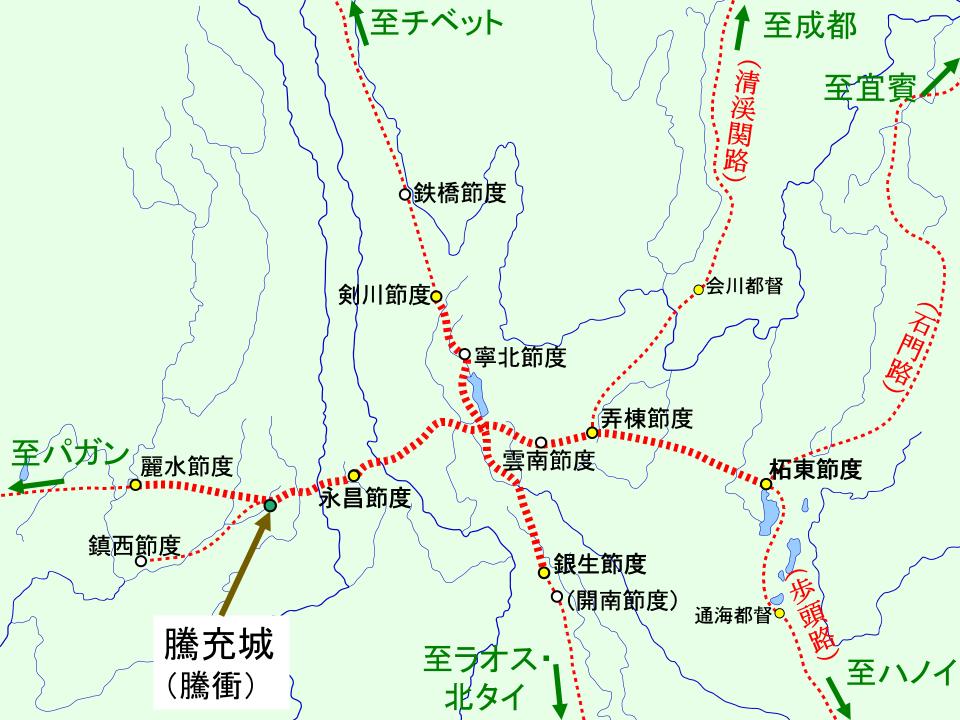
#### 地方行政制度②地方

- 六(七)節度:「要害の城鎮」交通の要衝
  - 雲南節度 =雲南駅
  - 柘東節度 =柘東城(今の昆明市)
  - 永昌節度 =今の保山市
  - 寧北節度 =今の鄧川鎮北部
  - 鎮西節度 =今の盈江県
  - 開南節度 =今の景東県南部(早くに陥没)
  - 銀生節度 =今の景東県
  - 鉄橋節度 =今の麗江県巨甸鎮(794年増設)



## 地方行政制度② 地方

- ■『新唐書』南蛮伝:六節度・二都督
  - 永昌節度・銀生節度・柘東節度は『蛮書』と同じ
  - 弄棟節度 =もとの姚州の地
  - 剣川節度 =今の剣川県
  - 麗水節度 = 今のミャンマー領内Talawgyi(イラワジ河岸)
  - ■会川都督 =今の四川省会理県(清渓関路上)
  - ■通海都督 =今の通海県(歩頭路上)











#### 地方行政制度の特徴

- 軍事支配中心(→「節度」「大軍将」)
- 主要交通路上の重要軍事拠点 (=各地の主要盆地)をおさえる
  - $\downarrow$
- 節度=大軍将(宰相級の高官)が赴任

- →このような交通路で結ばれた盆地群
  - -「南詔国」の実体(「領域国家」ではない)



- ■本当に大軍将は中央から「赴任」するのか? には疑問の余地あり
- 地方の有力者が「大軍将」の肩書きで 中央政権に参加?(=在地勢力の連合体?)↑
  - ■『南詔徳化碑』の「某城大軍将」
  - ■『新唐書』南蛮伝の「酋望」などもそれを匂わせる
- ■『蛮書』のいう六曹長→大軍将→清平官の 昇進コースのほうがタテマエ??



#### 史料による制度の違い

■『蛮書』と『新唐書』南蛮伝:

両書の述べる官制・諸制度の差異

→情報源(根拠史料)の違いにより、 反映する時期が違う



#### 『蛮書』の情報源

- 主として794年に冊立南詔使として雲南入りした 袁滋の『雲南記』による。
- ■『蛮書』の記載(六曹·六瞼·七節度etc) =8世紀後半(吐蕃服属期)に制定された 当初の制度
- ■「近年已來,南蛮更添職名不少。」 樊綽は官制の改変を知っていたが情報がなかった



## 『新唐書』南蛮伝の情報源

- 『蛮書』そのものの他に、
  徐雲虔『南詔録』(佚書)をも利用している。
  徐雲虔は乾符年間の末(878~9)に雲南に使いした人で、『南詔録』はその見聞を記したもの。
- ■『新唐書』南蛮伝の『蛮書』と異なる部分 (九爽三託・十臉・六節度・二都督) =9世紀中に改変された制度